

原議保存期間10年
(平成26年12月31日まで)

各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各都道府県警察の長

警察庁丙人発第152号
平成16年4月15日
警察庁長官官房長

「懲戒処分の発表の指針」の改正について (通達)

警察庁においては、「懲戒処分の発表の指針」の制定について (通達) (平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号) にのっとり、警察庁職員及び地方警務官に係る懲戒処分の発表を行ってきたところであるが、このたび、別添のとおり「懲戒処分の発表の指針」を改正したので、各任命権者においても参考にされたい。

懲戒処分の発表の指針

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。